

平成 29 年 8 月定例教育委員会会議録

平成 29 年 8 月定例教育委員会は、8 月 3 日（木）大府市役所 5 階 委員会室 1 に招集し、次のとおり審議した。

○出席した委員

一番席委員 永田 司 二番席委員 西村 和子 三番席委員 竹中 万里
四番席委員 河合 昌和 五番席委員 浅井 宣亮

○議案説明のため出席した事務局職員

教育長、教育部長、指導主事(3)、学校教育課長
学校教育課学校教育係長、学校教育課学校教育係主査、学校教育課放課後係長

○傍聴者

無し

○提案議案

- 議 案 第 48 号 (仮称) 大府市いじめ防止基本方針について
49 号 第 28 回 新体操ジュベナイルギャザリングの後援申請について
50 号 みんなの体力測定の後援申請について
- 報 告 事 項 1 号 小中学校現況報告について
2 号 大府市楽友協会管弦楽団 第 4 2 回定期演奏会の後援申請について
3 号 オペラ「魔笛」の後援申請について
4 号 小さな音楽家たちのチェロコンサートの後援申請について
5 号 第 8 回 至学館大学 創作ダンス部舞踊公演の後援申請について

開会時間 午前 10 時 00 分

閉会時間 午前 10 時 45 分

発 言 者	要 旨
教育長	<p>それでは、おはようございます。</p> <p>台風5号が、どうなっていくのかその動きが大変心配なところになっています。</p> <p>小学校の野外教育活動が今予定どおり進んでおりますが、最終共長小学校が8月6日から8日となっています。このあたりに台風5号が影響してくるのではないだろうかということで、その対応について、慎重に考えていかなければならないというところです。</p> <p>相変わらず暑い日が続きます。今日もどうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、前回の会議録承認につきましてですが、先程、教育長室で全ての教育委員の皆様方に御承認をいただきました。ありがとうございました。</p> <p>続いて教育長報告です。</p> <p>前回の定例教育委員会が7月10日でしたので、それ以降についてご報告をさせていただきます。7月11日月曜日に市内の定例校長会がありました。それぞれの学校にいろいろ課題はありますが、大きく見れば大過なく1学期が無事終えたと思います。同日午後には知多地方教育事務協議会幹事会があり、5市5町の教育長が集まりました。7月12日火曜日、第1回大府市給食懇談会がありました。集められた関係の方々には、大府市の給食について、また試食もありましたが、大変大きな評価をいただきました。12日の午後、適応指導推進会議、不登校対策ということで第1回の会合がありました。7月14日金曜日、県市町村教育委員会連合会、総会研修会がありました。江南市でありましたが、その日に、犬山市に大雨が降ったということで、公共交通機関が麻痺しましたので、教育委員の皆様方と手前の駅から暑い中を歩くという、そんなこともありましたが、大変すばらしい講演がありました。病院を廻るあるクラウンの人間感、子供感、眼差しというものを学んだように思います。7月18日火曜日、義務教育推進会議がありました。今年度の幼保児小中連携教育の取り組みについて、それぞれ関係機関に発表していただきました。7月20日木曜日が終業式、翌日の21日金曜日から小学校の屋外活動がスタートいたしました。開村式に2名の教育委員の方と私ということで出席させていただきました。7月24日、臨時教育委員会がありました。小学校の道徳の教科書について、知多全域の採択結果を大府市教育委員会が受け入れるということで、教科書採択を行いました。7月28日金曜日に教育評価ということで、2名の評価者の方にお越しいただいて評価を受けました。</p> <p>最終、全ての評価が出そろったところで議会に上程していくという予定となっています。</p> <p>昨日8月2日火曜日ですが、教育委員の方々に御出席いただきました。全国中学校体育大会東海中学校総合体育大会出場選手激励会を行いました。種目としてはバドミントンと陸上、総勢19名の選手が出場します。健闘を祈りたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>それでは議案の審議に入りたいと思います。議案第48号「(仮称)大府市いじめ防止基本方針について」を審議いたします。事務局ご説明をお願いします。</p>
指導主事	<p>議案第48号「(仮称)大府市いじめ防止基本方針について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)</p>
教育長	<p>この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。</p>
浅井委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>はい、浅井委員お願いします。</p>

発 言 者	要 旨
浅井委員	<p>はい、まず1点、多分記載ミスだと思うんですけど、3ページのところに注3が入りましたので、5ページの注は4になると思います。</p> <p>あと、内容的には非常に私はすばらしいと、思うんですが、この注っていうのはどうでしょう。私の好みだと、注の部分というのはちょっと、小さくするとか、一方控えるとかって、それは私も単なる好みですので、あんまり一般的にどうなのかよくわかりませんが、それだけちょっと思っただけです。</p> <p>とりあえず4に直しておいていただきたいと思います。</p>
教育長	いかがですか。
指導主事	<p>はい。</p> <p>申し訳ありませんでした。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>また、訂正をさせていただきたいと思います。</p>
河合委員	はい。
教育長	はい、河合委員お願いします。
河合委員	<p>お願いします。私も見させていただいて、県のものより、よくわかるのではないかというふうに思っております。</p> <p>担当指導主事さん御苦労さまであります。</p> <p>ただ一つですね、7ページのフローでありますね、そここの最初の、学校による対応というところでもありますけれども、これからの各学校への指示をどういう指示を出されるかちょっとまた後でお聞きしたいんですけども。ここにですね、学校による対応のところは、各校のいじめ防止基本方針にのっとった対応とかですね、ここは学校の管轄のところでありますので、市として、皆さんの学校できちとした対応をしてくださというの意味で、学校のいじめ防止基本方針にのっとった対応とかですね、どういう言葉でもいいですが、その文言を入れたらどうかというのが私の考え方です。2点目は、先程言いましたけど、この後、どういう形で学校に指示されるのか、わかっていたら教えていただきたい。</p> <p>先ほどは条例の制定ということについては御説明ありましたので、理解をしたわけではありますが、現場に対してどういう指示をこれから出すのかということ、わかっていたら、お願いしたいです。</p>
教育長	<p>はい、事務局いかがでしょうか。</p> <p>お願いいたします。</p>
指導主事	<p>まず1点目の各学校による対応ということで、御指摘いただいたような確かに各学校のいじめ基本方針にのっとった対応というのは、既に各校にはあるわけですので、それにのっとって対応していただくということはさせていただきたいと思っています。</p> <p>それから2点目の各校への周知ということですが、現在としましてはまず、方針について、教育委員会のほうで、今制定をしているということについては、既に伝達はしています。</p> <p>この後ですけども、これで原案等がある程度固まった段階で、各校のほうへは、特にこのいじめの重大対応フロー図に関しては、きちんと伝え、現在、各学校でも重大事態の対応というのもの、既に策定されているんですけども、教育委員会との連携の最初の部分のところ、まだまちまちな部分は確かにありますので、そこは基本的にこの形にのっとったふうで、適宜変更修正等を依頼していこうと考えています。</p> <p>以上です。</p>

発 言 者	要 旨
河合委員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>なぜそういう質問したかというですね。学校経営案をいただいているわけです。正直言いまして私の見るところは、最初ですね、学校長の経営方針のところと、それから今の社会情勢いろんな教育問題を考えながら、現職教育として何をテーマにしているかと、私は正直言って、この2点しか見ません。</p> <p>この法律ができてからですね。各学校敏感になってるわけですが、先般部長さんが義務教育問題研究会で上手に話をされておりました。重大事態の対応ということですね、想定をされて法律が出ているわけです。</p> <p>私が申し上げたいのはですね、経営案の中に、生徒指導計画の中に、学校いじめ基本方針の概要という項目がですね、法律の後に何年か前からできたんですね。</p> <p>この重大事態が発生した場合にという文言が、市内の学校で何校が意識して使ってるか。つまり、いじめは、どんなこの学校でもどの学級でもどの子供にも起きうる事態だと言いながら、もし何かあって、私に言わせれば、書いてるだけで、部長さんから先日説明があったように、重大事態が生じた場合に、私も反省がありますが、私が校長をしていたときに、市教委に報告をすることと書いていた。しかし、市教委へ報告したら当然指導があったり、指示があるわけでありますが、今は、市教委に速やかに報告をしたら、報告して指導を受けるということがちゃんと法律明記されてますね。だから、経営案の中にもそのことがきちっと明記されていなくてはいけません。学校経営案というものは、つくればいいというものではなくて、校長が、学校経営に全体をどう考えてるかっていうのは、そういうところに出るのです。ですから、生徒指導担当主事として、あなたがこの方針をつくって、市もつくって、各学校に行ってみてあるものをみてもらえれば、重大事態がそういうためにどう対処するかということも文言を一行を入れておいていただきたい、ということでもあります。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>はい、大変貴重な御発言をいただいたと思います。</p> <p>次年度に向けて、精神的には教育法もそうですが、次年度の学校経営に向けて、教育委員会としてもきちんと各校校長に示していくということでもいいでしょうか。</p> <p>事務局いいですか。</p>
指導主事	ありがとうございました。
教育長	その他いかがでしょうか。
浅井委員	はい
教育長	浅井委員、お願いします。
浅井委員	<p>今の河合委員のお話を聞いて、私も質問があるんですが、個別の話になってしまうんですが、まず、どんな質問かという、いじめが発生した場合に、教育委員会に報告があるよということなんですが、どのレベルから教育委員会に報告しなきゃいけないということになってるんでしょうか。なぜそのことを質問するかという、先日私の知り合いの家に行った時に、その息子さんが、中学校1年生なんですけれど、ちょっとクラスで浮いていると、部活で浮いているということで、2日間ぐらい、学校に行きたくないと言っていたと。学校の先生に相談したらちゃんと指導して下さって、部活に関してはバスケットだったのがこのコンピューター部になって、それで問題なく今は行ってるよ。ですから学校対処対応してくれてよかったよかったという、お話を伺ったんですが、そういう不登校1日2日ぐらいちょっと休んじゃったところで、学校が対応してすぐおさまったものは、市教委に報告するように指導するのでしょうか。それは、そのくらいは学校で対応すればいいというふう</p>

発 言 者	要 旨
	に考えているのでしょうか。どういうものでしょう。
教育長	はい、現状ということで、事務局お願いします。
指導主事	<p>現状ということで報告させていただきますが、学校のほうでいじめと認知をされて、今お話のあったような、学校のほうで2、3回対応することで、事態が改善していくものに関してまでは現状報告は上がっては来てはいません。</p> <p>ただ、学校のほうで対応していて、やはり数日というか数回というか、短期の部分で対応しきれないようなものについては、報告はいただいています、こういう事案がありますということ。それについて、教育委員会のほうから、助言ができるような内容に関しては、助言をしていますし、そういう段階で、無事に対応ができていけるものに関しては、いいんですけども、こちらのほうで教育委員会の報告と書いてあるものに関しては、いわゆる、重大事態、になる恐れがあるものをというふうで、法律上は書いてあるのですが、その判断をこのフロー図を作成していく段階でも、学校のほうで任せているだけではなくて、もっと早い段階で、こちらのほうでも把握をしたいということで、いじめが発生した段階というのを常にいただくように、今後は、今のものをもう少し、早めにいただけるようにしていきたいと考えています。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>解決の見通し、およそ短期の場合は上がってきていないと、いうところでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>その他いかがですか。</p>
永田委員	はい。
教育長	はい、永田委員、お願いします。
永田委員	<p>今の関連なんですけども、やはりいじめであるかないかっていう、認識の違いっていうのはすごいそのあとのように対処の結果に対してすごく変わってくると思うので、とりあえずここで、各学校にもこういうものがある、大府市としても制定されるということなんですけども、未然に防ぐためにも、そうすることによって重大事態にもつながらないと思うので、このいじめの定義という部分の周知徹底というんですか、当然今学校の中では、先生と生徒さんの信頼関係でもできると思うんですけども、それがより一層、信頼関係を築いていただいて、どんなささいなことでも、上がってくるような仕組みができると重大事態にもつながっていかないと思うので、その辺の周知徹底だけお願いしたいなというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
教育長	事務局、よろしいでしょうか。
指導主事	<p>今御指摘いただいたとおりのことだと思っています。</p> <p>それで、今現状していることについて報告させていただきますと、学校訪問等でお邪魔させていただくことがあるんですけども、その段階で、いじめのことについては触れて、必ず全体の先生方の前でお話をするようにしています。正直な部分を申しますと、このいじめの定義というのが2ページのところにあるんですけども、この、定義というの文言どおりとると、全て一定の何かトラブルがあれば、基本的にいじめと認知をされても仕方がない、部分というのがあります。</p> <p>ただ、そこは一定の人間関係の中でどのような受けとめをするか、特にそのされた側の子</p>

発 言 者	要 旨
	<p>供がどういう認識を持っていたのかというのが1番のポイントになるものですから、そのあたりのところを、普段の指導の中でも、ある意味でいうとトラブルで済んでいることなのか、ある場面だけ取り上げてしまうといじめと認識されるのかもしれませんが、その前後の関係とか経過の部分で、それはいじめとまではいかないけども相手は嫌な思いをしていたんだとか、というようなことを適宜見ていただいて、指導していただいて、未然防止に努めていくということには、指示をしているところです。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>はい。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
竹中委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>はい、竹中委員お願いします。</p>
竹中委員	<p>何度もこのいじめ防止基本方針についていろいろ話を聞かせていただいたり、先日の義務教育のほうでも聞かせていただいて、その法律と現場という関係が、やっと今の段階でわかってきた気がします。</p> <p>やっぱり今のいじめなのか喧嘩なのかとか、本当の現場の一人一人一つ一つの事柄がこの法律にうまくつながって一過性で生きていけるのではないかと今の話を伺って思いました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>そのほかよろしいでしょうか。</p>
西村委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>はい、西村委員お願いします。</p>
西村委員	<p>私も先ほどの河合委員さんが言われたように、学校経営案のいじめの部分だけ見させていただいたんですけども、素朴な疑問で、学校と市教委にとって共通認識でこういう案を作っているのに、その部分だけ、経営案のところだけ学校によって表記の仕方が微妙に違ってたので、そこだけ全て統一するというのはおかしいことなんでしょうか。そこだけ全て、フローチャートもできているので、どこの学校でも同じような関連図でっていうのが私は、1番統一されている書き方ではないかなと思いました。</p>
教育長	<p>校長会の、御意見等も必要かなと思いますが、現時点で事務局としての考えということで、どうですか。</p>
指導主事	<p>はい、お願いします。</p> <p>確かに御指摘いただいているところもありますので、校長会のほうで校長先生方にも御提案をさせていただいて、どのような記述の仕方がいいのか、ただ学校経営案自体の中では、全体のことについて内容量といえますか、経営案自体の分量もある程度決まっている中で、生徒指導の部分に関して、書く内容というものもある程度、学校ごとで、差があるものですから、全部が全部統一で形まではどうかという部分はあるんですけども、御提案させていただくことができると思いますので、一度検討させていただければと思います。</p>

発 言 者	要 旨
教育長	ありがとうございます。 西村委員、お願いします。
西村委員	ありがとうございます。 ほかのところは学校特色でいろいろ生徒指導とかっていうのは全然違っていいのですけれども、そのいじめのそこだけの対策は、統一したほうがいいかなと思いましたが、よろしく願いいたします。
教育長	はい、ありがとうございました。 進行スケジュールで見ていくと9月には総合教育会議で確定をしてきます。その後、10月の校長会等で、今いただいた貴重な御意見も校長先生方に示させていただいて方向性をまとめていくと、そんなことでどうでしょうかね。
浅井委員	はい。
教育長	はい、浅井委員お願いします。
浅井委員	今の西村に対する逆に質問なんですけれど、そういうことは、学校の経営案のところ、例えばいじめに関しては、市の対応にのっるとと一行で済ませてしまってもいいわけですよ。こっちがあるということは、わざわざ学校のことを細かく書かなくても、どういふものなんでしょうか。今おっしゃったみたいに、私も西村委員と同じで、学校によって対応が変わるのはおかしいような気がしますし、学校の文言を書くスペースのによって変わってくるというのもおかしいような気もするので、だったら一行で、市の対応にのっっていじめを対応させていただきますというスタイルというのは可能なんでしょうか。
河合委員	はい。
教育長	河合委員、お願いします。
河合委員	<p>大府市の場合は、基本方針をつくったのですから、経営案のところ、原則の周知徹底ということで、これにのっってやるということをごどこか一行に書いておけば、学校の負担が非常に少なくいいと思います。どういうものを、つくらせるのがいいのか。</p> <p>多くの場合は、学校の危機管理の中に、生徒指導の問題、中学校であれば、問題行動いじめっていうの真っ先にあがってきます。校長時代に、危機管理っていうのは、99%は毎日日常の管理だということを、口酸っぱく言っていました。それからもう一つ、重大事態が起こったときにどうするかということです。それは窓口を一本化したり、いろんなことがあります。</p> <p>とにかく勝手に行動するな、法律にのっってやる、まず校長に報告、教頭に報告。それを徹底する。マスコミ対応は教員でやってはいけない、校長がやる。</p> <p>そういう幾つかの、危機管理の問題であるはずですから、現場に負担をかけないために、浅井委員さんが御提案のように学校経営案に一行、大府市の学校が全部入れる。そして、生徒指導のときに、重大事態の対応について、どういう形でもいいので一行入れておけば現場の負担は非常に少なくなると思います。</p> <p>問題は、竹中委員がいつも心配されている学校の1番の問題は、先生方が、いじめをした保護者、いじめられている保護者、その保護者にどういう言葉を使うかということです。</p> <p>実際問題としてどういう言葉を使ってはいけないのか。</p> <p>そういうことまで考えさせないと、いじめというのは大変対応が難しいのです。</p> <p>市教委へ報告して、指導を受けるということは、そんなことはあってはいけないのです。</p>

発 言 者	要 旨
	<p>れども、そこまで行くときに、現場で担当する先生方がどういう言葉を使っていけないのか、考えなくてはいけない。</p> <p>浅井委員の御指摘は大変重大であるということ。それから、重大事態の発生についての対応を、必ず経営案に盛り込むように、その2点を確認しておく現場それぞれ各学校に違うものがあるわけですから、それにのっとって対応できればいいのではないかと私は思っております。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>これで市のいじめ防止基本方針が確定をしていく。そして一方で、各学校が学校のいじめ防止基本方針を持っている。その整合性もあります。その上で、市のいじめ防止基本方針が学校経営の中に一行でもきちんと位置付くということが大事だという御指摘をいただいたと思いますし、学校が方針を打ち出す。その方針については、学校経営案のほうに、また別紙のような形で乗っていくのかなと思います。きちんと大枠としては整頓をしていくということが大事で、合わせまして、このいじめ問題にかかわる、指導上の心得のようなもの、それが日々の児童生徒や保護者とのかかわりでは大変重要になってくるだろう、ここの部分も十分踏まえて、新しい体制に臨むということかなというふうに思います。</p> <p>事務局よろしいでしょうか。</p>
指導主事	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>今御指摘いただいたことについて、やっていきたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>そのほかよろしいでしょうか。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは総合教育会議で確定するまでは案という段階にとどまっております。</p> <p>今日は決定というところにはしないでとおこうと思いますが、ひとまずここまでについては御承認をいただいていると受けとめたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>次回9月の定例教育委員会では先ほどスケジュール表が示されましたが、条例としての素案を御検討いただくと、その折に、今日いただいた課題等についてもまた再確認をさせていただくことのできたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
教育長	<p>それでは、議案第48号は承認いたします。</p> <p>続いて、議案第49号「第28回 新体操ジュベナイルギャザリングの後援申請について」を審議いたします。ご説明をお願いします。</p>
学校教育課 学校教育係主査	<p>議案第49号「第28回 新体操ジュベナイルギャザリングの後援申請について」ご説明申し上げます。(以下、提案理由等資料により説明)</p>
教育長	<p>この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。</p>
竹中委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>はい、竹中委員お願いします。</p>

発 言 者	要 旨
竹中委員	実際大府市の子供たちっていうのは関わっているということがわかっている部分がありますでしょうか。
教育長	事務局、いかがでしょうか。
学校教育課 学校教育係主査	申し訳ありません。確認をしておりません
竹中委員	副会長さんが大府市の方なので、どうなのかなっていうふうに感じたんです。以上です。
西村委員	はい。
教育長	はい、西村委員お願いします。
西村委員	先ほど竹中委員のおっしゃられた先生の鈴木さんなんですけども、以前私の娘も公民館で、体操を教えていただいたことがありましたので、多分大府の子供たちも習っているんじゃないかと思います。
教育長	ありがとうございます。 そういうところでよろしいですか。 その他、いかがでしょうか。 一昨年度は、大府市が会場で教育委員会が後援を認めていたということです。 それでは、御承認いただけるということでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
教育長	それでは、議案第 49 号は承認いたします。 続いて、議案第 50 号「みんなの体力測定の後援申請について」を審議いたします。ご説明をお願いします。
学校教育課 学校教育係主査	議案第 50 号「みんなの体力測定の後援申請について」ご説明申し上げます。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。
永田委員	はい。
教育長	はい、永田委員、お願いします。
永田委員	大府商工会議所青年部からの提案で、私も過去にこの団体に所属していたという経緯もあるんですけども、今回の内容を見させていただいて目的のところにも書いてあるんですけども、健康都市大府ということですが、体力面がちょっと低下しているので、いいきっかけになって、市民の方が運動されて、健康になってもらえれば、非常にいい企画かなというふうに思いますので、後援申請してもよろしいのではないかとこのように考えております。 以上です。

発 言 者	要 旨
教育長	ありがとうございます。 その他いかがでしょうか。 青年会議所実績書を見ますと年間2本ぐらいろいろ企画を打ってるんでしょうかね。
永田委員	はいそうですね、いろんな事業を考えてやられている団体なんですけど今回は15周年の記念事業としてやられるということでしたので、例年行う事業よりは多分規模の大きな形の事業というふうに思います。
教育長	はい、ありがとうございました。 そのほかいかがですか。 それでは、議案第50号については、承認することよろしいでしょうか。
	(異議なし)
教育長	それでは、議案第50号は承認いたします。 本日の議案は全て終了いたしました。 報告事項1号「小中学校現況報告について」事務局よろしく申し上げます。
指導主事	報告事項1号「小中学校現況報告について」報告。
学校教育課 学校教育係主査	報告事項2号「大府市楽友協会管弦楽団 第42回定期演奏会の後援申請について」報告。 (以下、資料により説明)
学校教育課 学校教育係主査	報告事項3号「オペラ「魔笛」の後援申請について」報告。(以下、資料により説明)
学校教育課 学校教育係主査	報告事項4号「小さな音楽家たちのチェロコンサートの後援申請について」報告。(以下、資料により説明)
学校教育課 学校教育係主査	報告事項5号「第8回 至学館大学 創作ダンス部舞踊公演の後援申請について」報告。 (以下、資料により説明)
教育長	ありがとうございました。以上で終わります。 それでは、9月の出席依頼についてお願いします。
学校教育課長	報告